

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2026年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

シオノギファーマ株式会社

塩野義製薬株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

SHIONOGIグループでは、中長期的な目標である「SHIONOGIグループEHS行動目標」において、グループ全体で温室効果ガス排出量（スコープ1+2）を2030年までに2019年度対比46.2%削減、2035年までに2019年度対比60%削減の目標を掲げている。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2026年度より事業適応を開始し、2027年度中に炭素生産性を32.9%向上させる。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度に経常利益を計上することを目標としている。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

化学工業（16）

（選定の理由）

計画の対象となる事業は、主に医薬品を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

金ヶ崎工場にて以下取組を行うことにより、CO2排出量及びエネルギーコストの削減を図る。

2026年度においては、金ヶ崎工場にて具体的な投資はないものの、増産計画による営業利益向上を見込んでおり、炭素生産性は12.7%向上予定。

2027年度には、金ヶ崎工場にてガスコージェネレーション設備を導入予定であり、ディーゼル

エンジンから高効率ガスエンジンコージェネレーションへ更新することによりCO2排出量を▲849 t-CO2（6か月分）が可能となり、エネルギーコスト削減に伴い営業利益の増加（6か月分）を見込み、炭素生産性は2027年度において、32.9%の向上を見込んでいる。

（7） 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2026年4月

終了時期：2028年3月